インフルエンザ出席停止期間早見表

成24年4月1日、学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間が変わりました。
改正後は「発症した後5日を経過し、 かつ解熱した後2日 （幼児にあっては3日）を経過するまで」 となりました。

★「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過するまで」出席停止となります。
それに加えて解熱した日によって、 出席停止期間は延期することになります。

★発症日 （当日0日目）は、病院に受診した日でなく、インフルエンザ様症状（発熱38． 0℃程度の発熱等）が始まった日とします。
病院受診時に医師に発症日を相談・確認することが必要です。

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合（最低基準）	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○